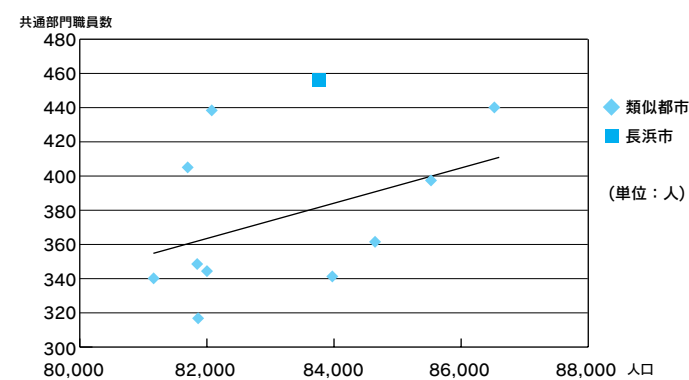


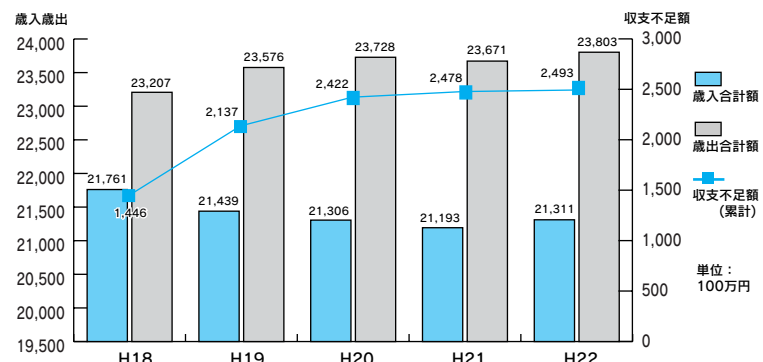
図3 人口規模と自治体職員数(長浜市定員適正化計画より)



②適正規模による行政運営を
本市は、昨年、市町合併により誕生したこともあり、人口が同程度の合併していない市と比較すると、財政規模・職員数ともに超過している状況にあります。(図3)

現在の国や県の厳しい財政状況を考えると、今後も補助金や交付税の増額は期待できず、市税を中心とした、市独自の財源で行政が運営できるよう、歳出について抜本的な見直しの必要があります。

図4 財政見通し(長浜市集中改革プランより)



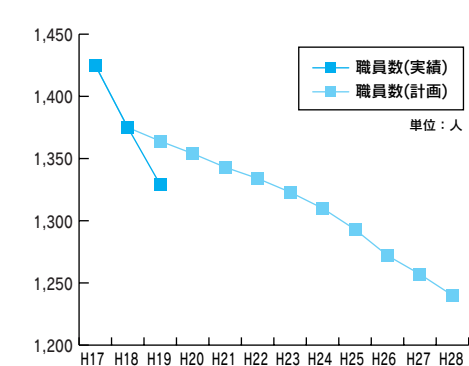
※現在予想される可能な範囲で推測したもので、行政改革による見直しは含まれていません

この状況を中長期的に改善していくため、本市では先述の集中改革プランの包括的目標として一般財源の収支不足改善及び定員の適正化を掲げています。

一般財源については、平成22年度までの4年間において、約24億円の不足が見込まれており(図4)、その後も、平成27年度で約10億円の合併特例措置による地方交付税の加算が終了するなど、長期にわたっての財政縮減が必要となります。

事業仕分けの実施
本市では、行政サービスの水準を維持しつつ、これらの目標を達成させるため、現在、市で実施している112の事業について、事業仕分けの手法により、2日間にわたって審議をします。事業仕分けの結果やその際の仕分け委員の意見や提言につきましては、次年度以降の予算等に反映させるなど、効率的で効果的な行政サービスを目指していきます。

図5 定員適正化の推移(長浜市定員適正化計画より)



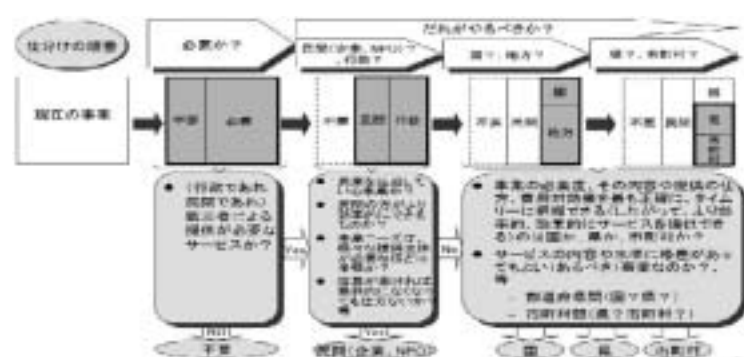
また、職員数は、平成18年8月に総務省より出された地方行革指針により5年間で5.7%以上の純減が求められており、本市では、平成27年度末までに135人の純減を計画しています。(図5)

行政改革の具体的な取り組みに向けて 事業仕分け

市では、昨年12月に行政改革の基本方針となる「行政改革大綱」と、その内容を実現するための具体的な取り組みを示した「集中改革プラン」を策定しました。行政改革大綱では、行政改革を進めていくため、「徹底した行政のスリム化」「市民と行政の協働による地域経営」という2つの方向性を掲げています。

では、行政のどこをスリム化し、どのような事業を協働で行っていくべきでしょうか。その方向性を『事業仕分け』という手法を用いて、外部の視点から見直します。

図1 事業仕分け概念図



(出所) 構想日本「自治体革新具体化研究会」第1回会合資料 (H17.8)

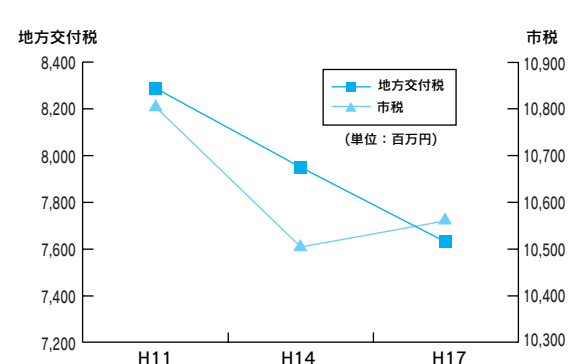
「事業仕分け」って何
事業仕分けは、平成14年頃から取り入れられた行政改革の手法の一つです。
現在、市が実施している事務や事業について、「本当に必要か」「事業はどこが行うべきか」「民間に任せてもできるのでは」「やり方を変えるべきでは」といった視点で、業務のあり方を、今一度、根本から検討しなおすものです。(図1)

既に全国の14府県13市1町で実施され、県内では平成17年の高島市を皮切りに滋賀県、栗東市、安土町、甲賀市で取り組まれています。また、今年度は、守山市でも実施される予定です。(実施団体数は平成19年9月1日現在。当市調べ)
具体的には、初めに市職員が、市民や他市職員で構成される仕分け委員に対して、担当する事務や事業の内容を説明し、質疑応答の後に、仕分け委員が、その事業の要否などを判断します。事業仕分けは一般公開のもとに行い、仕分けの結果についても市ホームページ等で公開をしていきます。

なぜ「事業仕分け」を

①自主財源による取り組みへ
平成12年に施行された地方分権一括法により、国や県から市に事務や権限が委譲され、市の役割はこれまでに大きくなりました。長浜市では、平成12年から今年度までの間に50事務について権限が委譲され、また、来年度から4年間において更に10事務の権限が新たに委譲される予定です。

図2 地方交付税と市税の推移(長浜市財政白書より)



また、平成14年より、三位一体の改革により「国庫補助金の廃止・縮減」「地方交付税の見直し」「国から地方への税財源の移譲」が進められてきましたが、実際には、国庫補助金及び地方交付税の削減が先行し、これに見合った税財源の移譲はまだ行われていません。
本市では、法施行以前の平成11年度と平成17年度を比較すると、国庫補助金、地方交付税等の国や県からの交付金が約22億円減少しているうえに、市税収入も2億円強減少しています。(図2)

事業仕分け作業の参観

【日時】平成19年9月29(土)、30日(日) 午前9時45分～午後5時30分(予定)

【場所】長浜市役所別館4階 第2～5会議室

【参観】開催時間内は入退場自由です。

資料の準備の関係がございますので、参観を希望される方は、電話又はEメールで総務課人事行革グループまでお申し込みください。

(TEL 65-6502、FAX 63-4111、e-mail jinji-gyokaku@city.nagahama.shiga.jp)